

和田森久志基金規程

(総則)

第1条 日本移植学会賞の授賞については、この規定の定めるところによる。

(対象)

第2条 多臓器移植（同時あるいは異時）に関連した研究論文（英文・和文：症例報告も可）、または日本移植学会総会の発表に対して授与する。対象は、移植学会会員として年会費を過去3年間完納している者に限る。

(受賞)

第3条 本賞の受賞件数は毎年1件とする。受賞者には賞金5万円を贈呈する。

(応募方法と候補者の選考)

第4条 応募しようとする者は、候補論文とともに以下の書類を学会事務局に、メール添付（PDF）で提出する。

申請期間は6月1日から6月末日までとする。なお、「移植」に掲載の論文または日本移植学会総会における発表については、応募ではなく学術・教育委員会委員の推薦にもとづくものとする。選考委員会は学術・教育委員会委員で構成し、応募論文ならびに推薦された「移植」掲載論文、そして日本移植学会総会において発表されたものの中から授賞候補を選考して理事会に推薦する。

但し、対象論文については、日本移植学会の賞であることに鑑み、基本的には国内あるいは国内の研究が中心であるものを対象と考え、純粹に海外での研究については対象と考えない方針とする。

応募書類：1) 申請書 2) 論文 3) 略歴

*書式なし

*申請書には多臓器移植（同時あるいは異時）に関連した研究論文であることを簡潔に述べてください。

*応募書類を事務局が受領いたしましたら返信メールを差し上げます。ご応募より1週間経過しても返信が無い場合は、事務局までお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

2 選考委員長は、学術・教育委員長とし、選考委員は学術・教育委員とする。

(受賞者の決定)

第5条 授賞者の最終決定は理事会の議決を経て行うものとする。

(受賞者の表彰)

第6条 授賞者の表彰は、毎年学術集会中に行い、学術集会で受賞記念講演を行うものとする。

(規定の変更または廃止)

第7条 本規定の変更又は廃止は理事会の議決を要するものとする。

附則

この規程は、令和6年度の理事会の承認を得て施行する。